

3月1日以降の各種規制の緩和について

2月23日、コスタリカ政府は、3月1日以降、段階的に新型コロナウイルス感染症対策措置を緩和することを以下のとおり発表しました。

1 車両通行規制

(1) 3月1日から6日まで（現在の車両通行規制を継続）

ア 車両通行可能なナンバープレートの末尾番号は以下の通り。

- ・月曜日・・・1、2以外
- ・火曜日・・・3、4以外
- ・水曜日・・・5、6以外
- ・木曜日・・・7、8以外
- ・金曜日・・・9、0以外
- ・土、日曜日・・・通行規制なし

イ 平日の規制は、サンホセ中心部（環状線（国道39号線）内および国道100号線、108号線）のみ適用

ウ 通行禁止時間帯

午前0時～午前5時

(2) 3月7日以降

ア 新型コロナウイルス感染症対策を目的とした車両通行規制は解除。

イ 衛生管理の許可を有する営業施設は、通常時間での営業が可能。

2 各種活動及びイベントに関する制限措置

(1) 3月1日から3月31日まで

ア スポーツ、文化、学術、ビジネスに関する活動、ディスコ、ダンスホール及びナイトクラブの営業、飲食店、バー、営業施設の営業に関して、各施設の自由意思によって顧客・来場者に対してワクチン接種完了証明QRコードの提示を求める場合は、収容定員の100%、求めない場合は、収容定員の50%で行うことが可能。

イ 映画館及び劇場の営業は、各施設の自由意思によって顧客・来場者に対してワクチン接種完了証明QRコードの提示を求める場合は、収容定員の100%、求めない場合は、最大500人まで収容が可能。

ウ 屋内型の社交イベントは、各施設の自由意思によって顧客・来場者に対してワクチン接種完了証明QRコードの提示を求める場合は、最大200人、求めない場合は、最大100人まで収容が可能。

(2) 4月1日以降

全ての各種活動及びイベントは、ワクチン接種完了証明QRコードの提示を求めるこ

となく100%の収容人数で行うことが可能。

3 入国要件

(1) 3月1日から6日まで

現在施行されている入国要件を維持

(2) 3月7日以降

ア 国内居住者の入国時における、オンライン検疫申告書 (pase de salud) の提示要件の撤廃

イ 外国人入国者へのランダムな検査の実施

(3) 4月1日以降

外国人の入国時におけるオンライン検疫申告書 (pase de salud) の提示要件及び新型コロナウイルスに感染した際の治療・入院費などが条件に含まれている保険の加入 (ワクチン接種を完了していない外国人のみ) の要件撤廃

新型コロナウイルスに対する各種規制等に関しまして、大使館でも最新の情報収集および発信に努めておりますが、皆様におかれましても、各関係当局の発表や、報道期間からの客観的情報などをご確認いただけますよう、よろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

在コスタリカ日本国大使館 領事班

Tel : (506) 2232-1255 Fax : (506) 2231-3140

E-mail : japon-consulado@sj.mofa.go.jp

URL : <http://www.cr.emb-japon.go.jp/japones/index-j.htm>

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

URL : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>